

保険料の免除制度のお知らせ

経済的な理由で、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度」や「学生納付特例制度」があります。

令和元年度の免除・猶予期間

申請免除制度

免除の期間

令和元年7月から
令和2年6月まで

申請者本人のほか、配偶者・世帯主も所得基準の範囲内である必要があります。

免除には、「全額免除」・「3/4免除」・「半額免除」・「1/4免除」があり、前年の所得に応じて審査します。

納付猶予制度

(50歳未満の方のみ)

猶予の期間

令和元年7月から
令和2年6月まで

50歳未満の方については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得に応じて、納付が猶予されます。

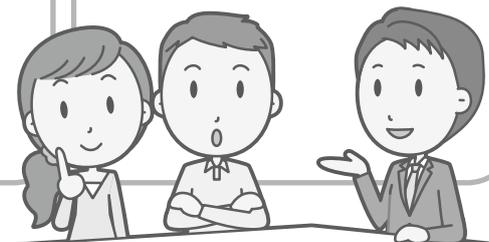
学生納付特例制度

(学生の方のみ)

特例の期間

平成31年4月から
令和2年3月まで

申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。本人の前年所得が118万円以下の学生が対象です。



○過去2年間に保険料の未納期間はありませんか？

- ・申請時点の2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができます。
- ・免除期間の保険料は、10年以内であれば、後から納めること（追納）ができ、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。ただし、令和元年度中に追納する場合、平成28年度以前の保険料には加算金がつきます。

免除・猶予等と未納の違い

	納付	法定免除 ^{※1} 申請免除 (全額)	申請免除 (一部) ^{※2}	納付猶予 学生納付特例	未納
老齢基礎年金を受け取るための資格期間	含まれます	含まれます	含まれます	含まれます	含まれません
老齢基礎年金額	反映されます	一部反映されます	一部反映されます	反映されません	反映されません
障害・遺族基礎年金を受けるための資格期間	含まれます	含まれます	含まれます	含まれます	含まれません

※1 法定免除は、障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1・2級)を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方などが、届け出ることにより保険料の全額が免除されます。

※2 申請免除(一部)については、免除とならない部分の保険料を納付することが必要です。

☎日本年金機構新潟西年金事務所(国民年金課) ☎025-225-3008(自動音声案内「2」を2回選択)
市民生活課 保険年金係 ☎63-5112
または、各支所・行政サービスセンター 市民生活係